



1. 神戸港施設見学会開催のご案内

全中貿大阪連盟の事業として神戸港施設見学会を **8月9日(木)** に開催します。  
 遊覧船「ファンタジー号」に乗船しながら、海から港湾内の物流関連施設を見学するもので、  
 普段経験できない貴重な機会となることと存じます。  
 社員研修の一助として、貿易関係者のみならず多数の皆様のご参加をお待ちしております。  
 ご参加を希望される方は、下記参加申込書にて7月20日(金)までにお申込みくださいますよう  
 お願い申し上げます。  
尚、参加票等は発行しませんので、当日は直接 集合場所へお越しください。

神戸港見学会参加申込書

参加無料

全中貿大阪連盟事務局 事務局長 鹿内 宛  
 FAX : 06 - 6443 - 7196 (7月20日(金) 締切)

御社名			
電話番号	( ) -	FAX番号	( ) -
御参加者	所属・役職		
	(ふりがな)		
	ご芳名・年齢	( 歳)	
	所属・役職		
	(ふりがな)		
	ご芳名・年齢	( 歳)	
	所属・役職		
	(ふりがな)		
ご芳名・年齢	( 歳)		

※申込書にご記入頂いた個人情報、乗船リストの作成に使用します。

1. 日時： 8月9日(木) 15:45 時間厳守

(乗船時間：16:00~17:00)

2. 集合場所： 第3突堤 5番乗り場 「ファンタジー」乗り場  
(中突堤中央ターミナル(かもめりあ)前)

アクセス： <http://www.shintetsu.co.jp/kamomeria/index.html>



【最寄り駅】・神戸市営地下鉄 海岸線「みなと元町駅」から 徒歩6分

・阪急電車「花隈駅」から 徒歩10分

・阪神電車「西元町駅」から 徒歩10分・「元町駅」から 徒歩15分

・JR東海道本線「神戸駅」から 徒歩13分・「元町駅」から 徒歩15分

3. 参加費： 無料

4. お申込： 参加申込書にて **7月20日(金)** までに FAX にてお申込みください。

5. お問合先： 全中貿大阪連盟 (大洋株式会社 内) <sup>しかうち</sup>鹿内・浅井

電話番号：06-6443-5810

6. 当日の緊急連絡先： 全中貿事務局長 鹿内 (携帯電話：090-1483-4700)

7. 注意事項：

①参加票等は発行しませんので、当日は直接集合場所へお越しください。

②参加できなくなった場合は、早めに事前連絡をいただきますようお願い申し上げます。



## 2. 平成30年度 税制改正（案）のポイント・・・・・・・・



# 一法人課税一

## ・賃上げ・生産性向上のための税制（案）

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減するとともに、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行います。

### ① 賃上げ及び投資の促進に係る税制（案）

○生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます（3年間の措置）。

○リカレント教育等人材投資を増加した企業に対しては、税額控除率を上乘せします。

※中小企業における措置については、下記④をご参照ください。



### ② 情報連携投資等の促進に係る税制（案）

企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制（特別償却又は税額控除）を創設します（3年間の措置）。

#### 【要件】

#### 1. 計画の認定

##### ①データ連携の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

##### ②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保

##### ③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性:年平均伸率2%以上
  - ・投資利益率:年平均15%以上
- など

#### 2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq$ 3%

#### 課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア ※ 器具備品 機械装置	30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件1, 2. を満たす場合 5% (法人税額の20%を限度)</li> <li>要件1. のみを満たす場合 3% (法人税額の15%を限度)</li> </ul>

最低投資合計額:5,000万円

※開発研究用資産を除く。  
器具備品及び機械装置にあつては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

### ③ 租税特別措置の適用要件の見直し (案)

所得が増加している(当期の所得金額>前期の所得金額)にも関わらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない(継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\leq 0\%$  かつ 国内設備投資額 $\leq$ 当期の減価償却費の総額の1割)大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用をしないこととします。

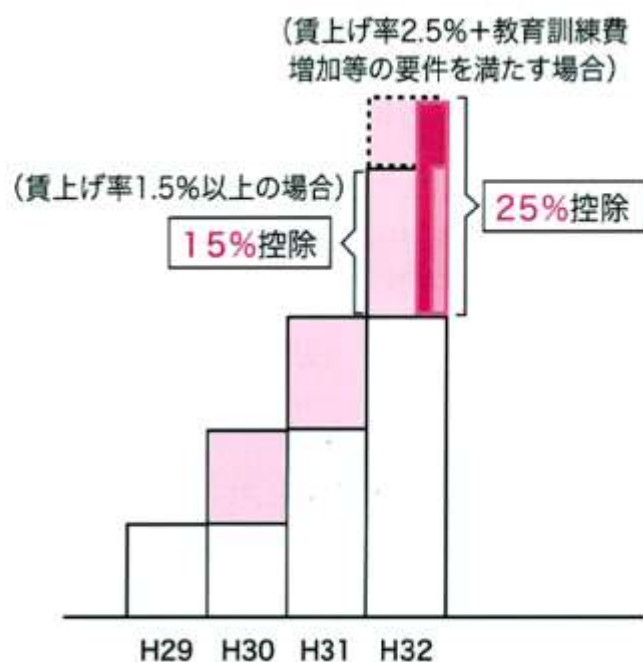
### ④ 中小企業における賃上げの促進に係る税制 (案)

- 中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます(3年間の措置)。
- さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乗せします。

要件等
<b>■要件</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上</li></ul>
<b>■税額控除</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除</li><li>・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件<sup>※</sup>を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(→合計25%)</li><li>・税額控除額は法人税額の20%を限度</li></ul>

※教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明



# —資産課税—

## 事業承継税制の拡充（案）

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、事業承継税制を抜本的に拡充します。

※平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日までの相続又は贈与について適用します(平成35年(2023年)3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した場合に限ります)。

### 入口の要件の抜本緩和

#### ■現行制度

- 総株式の最大3分の2が対象
- 猶予割合80%
- 承継後5年間平均8割雇用維持が必要

#### ■改正案

- 全株式が対象
- 猶予割合100%
- 雇用要件は弾力化<sup>(※)</sup>

(※) 5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて、認定支援機関の助言指導

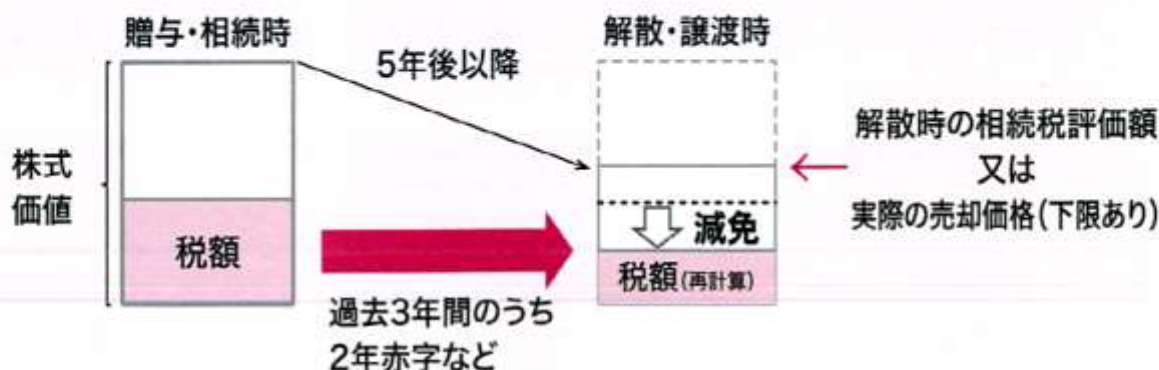
### 承継パターンの拡大

「複数人→1人」及び「1人→最大3人(代表者)」も事業承継税制の対象とする。

### 承継後の負担の抜本軽減

～経営環境変化に対応した減免制度～

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



# —消費課税—

## (1) 国際観光旅客税の創設(案)

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設します。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ▶国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) ▶①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

## (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上(案)

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、

①一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とします。

※平成30年7月1日から適用します。

②現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化します。

※平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用します。ただし、平成33年(2021年)9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められます。

### (3) 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ (案)

輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げます。

※公布日から起算して10日を経過した日から施行します。

### (4) たばこ税の見直し (案)

#### ① たばこ税の税率の引上げ (案)

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国及び地方のたばこ税の税率を1本当たり3円(1箱当たり60円)引き上げます。

※消費者・葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から1本当たり1円(1箱当たり20円)ずつ3回に分けて段階的に実施します。

#### ② 加熱式たばこの課税方式の見直し (案)

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直します。

※開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から5回に分けて段階的に移行します。

#### たばこ税の見直しスケジュール(案)



(注) 1. 旧3級品の紙巻たばこの税率は、平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの間は、186.24円/箱となります。

2. 「加熱式①～⑤」は、加熱式たばこの課税方式の段階的見直しの実施時期です。

3. 製造たばこの小売定価の改定については、たばこ事業法に基づき、たばこメーカー等が申請を行い、財務大臣の認可を受けることとされています。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局(大洋株式会社内) 鹿内 までお願いします。  
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jافتa.jp